

検討のためのたたき台

（第1－1 刑法第176条前段及び第177条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第178条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること）

第1-1 刑法第176条前段及び第177条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第178条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること

A-1案

次の事由により、その他意思に反して、性交等をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処するものとする。

① . . .

② . . .

(以下略)

A-2案

次の事由その他の事由により、拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難であることに乗じて、性交等をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処するものとする。

① . . .

② . . .

(以下略)

[検討課題]

【共通】

- 罰則としての明確性
 - ・ 処罰範囲の外延が明確か。
 - ・ 安定的な運用に資するか。
- 処罰範囲の合理性
 - ・ 処罰されるべき行為が適切に捕捉され、かつ、処罰されるべきでない行為が適切に除外されているか。
 - ・ 現行法において処罰対象とされていないものを新たに処罰対象とする場合には、その理論的根拠についてどのように考えるか。
- 要件の在り方
 - ・ 包括的な要件としてどのようなものが考えられるか。
 - ・ 例示列举事由としてどのようなものが考えられるか。

(例)

- ① 暴行・脅迫
- ② 心身の障害

- ③ 睡眠、アルコール・薬物の影響
 - ④ 不意打ち
 - ⑤ 継続的な虐待
 - ⑥ 恐怖・驚愕・困惑
 - ⑦ 重大な不利益の憂慮
 - ⑧ 偽計・欺罔による誤信
- 法定刑の在り方
 - ・ 現行法において処罰対象とされていないものを新たに処罰対象とする場合、現行の法定刑を維持するか、その理由についてどのように考えるか。

B案

人の抵抗を抑圧するに至らない程度の暴行若しくは威迫を用い、又は抵抗することが困難な状況を作成し、若しくは利用して性交等をした者は、不同意性交等の罪とし、1年以上10年以下の懲役に処するものとする。

[検討課題]

- 新たに処罰対象とすべき場合の実態的・理論的根拠
 - ・ 新たに処罰対象とすべき場合として、どのような実態があり、その理論的根拠についてどのように考えるか。
 - ・ 現行の強制性交等罪の成立範囲に変更を生じさせるものか否かなど、同罪とどのような関係にあると考えるか。
- 新たな処罰類型の在り方
 - ・ 罰則としての明確性や処罰範囲の合理性、とりわけ強制性交等罪が成立する場合との区別の明確性に問題はないか。
- 法定刑の在り方
 - ・ 法定刑をどのようなものとするか、その理由についてどのように考えるか。